

農水産業協同組合貯金保険法及び農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案参照条文

農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）（抄）

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 農水産業協同組合貯金保険機構
 - 第一節 総則（第三条 第八条）
 - 第二節 設立（第九条 第十三条）
 - 第三節 運営委員会（第十四条 第二十三条）
 - 第四節 役員等（第二十四条 第三十三条）
 - 第五節 業務（第三十四条 第三十七条）
 - 第六節 財務及び会計（第三十八条 第四十四条）
 - 第七節 監督（第四十五条・第四十六条）
 - 第八節 補則（第四十七条・第四十八条）
- 第三章 農水産業協同組合貯金保険
 - 第一節 保険関係（第四十九条）
 - 第二節 保険料の納付（第五十条 第五十四条）
 - 第三節 保険金等の支払（第五十五条 第六十条の二）
 - 第四節 資金援助（第六十一条 第六十九条）
 - 第四章 貯金等債権の買取り（第七十条 第七十三条）
 - 第五章 協定債権回収会社（第七十四条 第八十二条）
 - 第六章 管理人による管理（第八十三条 第九十六条）
 - 第七章 金融危機への対応（第九十七条 第一百条）
 - 第八章 雑則（第一百一十一条 第一百二十二条）
 - 第九章 罰則（第二百二十三条 第三百三十四条）
- 附則

(目的)

第一条 この法律は、農水産業協同組合の貯金者等の保護を図るため、農水産業協同組合が貯金等の払戻しを停止した場合に必要な保険金等の支払と貯金等債権の買取りを行うほか、経営困難農水産業協同組合に関し、合併等に対する適切な資金援助、管理人による管理及び金融危機に対応するための措置等の制度を確立し、もつて信用秩序の維持に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「農水産業協同組合」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合
 - 二 農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会
 - 三 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合
 - 四 水産業協同組合法第八十七条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合連合会
 - 五 水産業協同組合法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合
 - 六 水産業協同組合法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会
 - 七 農林中央金庫
- 2 この法律において「貯金等」とは、次に掲げるものをいう。
- 一 貯金（農林中央金庫が受け入れた預金を含む。以下同じ。）
 - 二 定期積金
 - 三 信託業法（大正十一年法律第六十五号）第九条の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託（貸付信託を含む。）に係る信託契約により受け入れた金銭
 - 四 農林債券（農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十条の規定により発行されるものであつて、その権利者を確知できるものとして政令で定めるものに限る。以下同じ。）の発行により払込みを受けた金銭
- 3 この法律において「貯金者等」とは、貯金等に係る債権者をいう。
- 4 この法律において「信用事業」とは、農水産業協同組合が行う次に掲げる事業をいう。
- 一 農業協同組合法第十条第一項第二号及び第三号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第六項から第九項までの事業
 - 二 水産業協同組合法第十一条第一項第三号及び第四号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第三項から第五項の事業
 - 三 水産業協同組合法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第四項及び第五項の事業

- 四 水産業協同組合法第九十三条第一項第一号及び第二号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第二項及び第三項の事業
- 五 水産業協同組合法第九十七条第一項第一号及び第二号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第三項から第五項の事業
- 5 この法律において「経営困難農水産業協同組合」とは、業務若しくは財産の状況に照らし貯金等の払戻し（貯金等に係る債務の弁済をいう。以下同じ。）を停止するおそれがあるか、又は貯金等の払戻しを停止した農水産業協同組合（第一項第一号、第三号及び第五号に掲げる者にあつては、主として信用事業に係る業務に起因して経営が困難になつたことによりこれらの事態に至つたものに限る。）をいう。
- 6 この法律において「農水産業協同組合連合会」とは、次に掲げる者をいう。
 - 一 農業協同組合法第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合連合会
 - 二 水産業協同組合法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会
 - 三 水産業協同組合法第九十七条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う水産加工業協同組合連合会
- 7 この法律において「優先出資の引受け等」とは、次に掲げる行為をいう。
 - 一 優先出資（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）に規定する優先出資をいう。以下同じ。）の引受け
 - 二 劣後特約付金銭消費貸借（元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された金銭の消費貸借であつて、農水産業協同組合の自己資本の充実に資するものとして政令で定める金銭の消費貸借に該当するものをいう。）による貸付け
 - 8 この法律において「損害担保」とは、貸付けに係る債務の全部又は一部の弁済がなされないこととなつた場合において、あらかじめ締結する契約に基づきその債権者に対してその弁済がなされないこととなつた額の一部を補てんすることをいう。
 - 9 この法律において「付保貯金移転」とは、経営困難農水産業協同組合の貯金等に係る債務の他の農水産業協同組合による引受けであつて、当該債務に第五十六条第一項から第三項までの規定により計算した保険金の額に対応する貯金等に係る債務を含むもの（信用事業の譲渡又は譲受け（以下「信用事業譲渡等」という。）に伴うものを除く。）をいう。
 - 10 この法律において「被管理農水産業協同組合」とは、第八十三条第一項若しくは第二項又は第百四条第一項の規定により第八十三条第一項に規定する管理を命ずる処分を受けた農水産業協同組合をいう。

（業務の範囲）

第三十四条 機構は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 次章第二節の規定による保険料の収納
- 二 次章第三節の規定による保険金及び仮払金の支払

- 三 次章第四節の規定による資金援助
- 四 第四章の規定による貯金等債権の買取り
- 五 第五章の規定による協定債権回収会社に対する出資その他同章の規定による業務
- 六 第八十六条第二項の規定による管理人又は管理人代理の業務
- 七 第七章の規定による優先出資の引受け等その他同章の規定による業務
- 八 第一百一十一条又は第一百二十二条の規定による資金の貸付け
- 九 農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律（平成十二年法律第九十五号）第二章及び第三章の規定による貯金者表の提出その他これらの規定による業務
- 十 前各号に掲げる業務に附帯する業務

（区分経理）

第四十条の二 機構の経理については、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 （略）
- 二 第一百一条第一項の規定による優先出資の引受け等に係る業務、第一百七条第一項の規定による負担金の収納及びこれらの業務に附帯する業務

（保険料の額）

第五十一条 保険料の額は、各農水産業協同組合につき、当該保険料を納付すべき日の属する年の前年の四月一日からその属する年の三月三十一日までの間の各日（日曜日その他政令で定める日を除く。）における貯金等（外貨貯金その他の政令で定める貯金等を除く。）の額の合計額を平均した額に、機構が委員会の議決を経て定める率（以下「保険料率」という。）を乗じて計算した金額とする。

2 保険料率は、保険金の支払、資金援助その他の機構の業務（第四十条の二第二号に掲げる業務を除く。）に要する費用の予想額に照らし、長期的に機構の財政が均衡するように、かつ、特定の農水産業協同組合に対し差別的取扱い（農水産業協同組合の経営の健全性に応じてするものを除く。）をしないように定められなければならない。

3 機構は、第四十二条第一項又は第二項の規定による資金の借入れをした場合において、その借入金を速やかに返済することが困難であると認められるときは、委員会の議決を経て、保険料率を変更するものとする。

4 機構は、保険料率を定め、又はこれを変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

5 機構は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その認可に係る保険料率を公告しなければならない。

（保険金等の支払）

第五十五条 機構は、保険事故が発生したときは、当該保険事故に係る貯金者等に対し、その請求に基づいて、保険金の支払をするものとする。ただし、第一種保険事故については、機構が第五十八条第一項の規定により保険金の支払をする旨の決定をすることを要件とする。

2 (略)

3 機構は、保険事故が発生したときは、当該保険事故に係る貯金者等に対し、その請求に基づいて、政令で定める金額の範囲内で政令で定めるところにより、仮払金の支払をすることができる。

4 (略)

(保険金の額等)

第五十六条 保険金の額は、一の保険事故が発生した農水産業協同組合の各貯金者等につき、その発生した日において現にその者が当該農水産業協同組合に対して有する貯金等(外貨貯金その他の政令で定める貯金等を除く。以下この条、次条、第六十条及び第六十一条の二において同じ。)に係る債権(その者が前条第一項の請求をした時において現に有するもの(同条第三項の仮払金の支払又は第六十一条第一項の貸付けに係る貯金等の払戻しにより現に有しないこととなつたものを含む。)に限る。次項及び次条において同じ。)のうち元本の額(農林債券にあつては、その発行により払込みを受けた金銭の額。以下同じ。)及び利息等(当該元本以外の部分であつて利息その他の政令で定めるものをいう。以下同じ。)の額の合算額(その合算額が同一人について二以上ある場合には、その合計額)で、前条第一項の請求があつたものに相当する金額とする。

2 前項の元本の額(その額が同一人について二以上あるときは、その合計額)が政令で定める金額(以下「保険基準額」という。)を超えるときは、保険基準額及び保険基準額に対応する元本に係る利息等の額を合算した額を保険金の額とする。この場合において、元本の額が同一人について二以上あるときは、保険基準額に対応する元本は、次の各号に定めるところにより保険基準額に達するまで当該各号に規定する元本の額を合計した場合の当該元本とする。

一 貯金等に係る債権のうち担保権の目的となつていないものがあるときは、担保権の目的となつていないものに係る元本を先とする。

二 貯金等に係る債権で担保権の目的となつていないものが同一人について二以上あるときは、その弁済期の早いものに係る元本を先とする。

三 前号の場合において、貯金等に係る債権で弁済期の同じものが同一人について二以上あるときは、その金利(利率その他これに準ずるもので政令で定めるものをいう。次号において同じ。)の低いものに係る元本を先とする。

四 前号の場合において、貯金等に係る債権で金利の同じものが同一人について二以上あるときは、機構が指定するものに係る元本を先とする。

3 五 貯金等に係る債権で担保権の目的となつていないものが同一人について二以上あるときは、機構が指定するものに係る元本を先とする。保険事故に係る貯金者等が当該保険事故について前条第三項の仮払金の支払を受けている場合又は第百十一条第一項の貸付けに係る貯

金等の払戻しを受けている場合におけるその者の保険金の額は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定による金額につき政令で定めるところにより当該仮払金の支払及び同条第一項の貸付けに係る貯金等の払戻しを受けた額（次項の規定により機構に払い戻されるべき額を除く。）を控除した金額に相当する金額とする。

4 保険事故に係る貯金者等について支払われた前条第三項の仮払金の額が、第一項及び第二項の規定による保険金の額のうち政令で定めるところにより計算した額を超えるときは、その者は、その超える金額を機構に払い戻さなければならない。

（確定拠出年金に係る貯金等の特例）

第五十六条の二 一の保険事故が発生した農水産業協同組合の貯金者等が確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二条第七項第一号に規定する資産管理機関（同法第八条第一項第一号に規定する信託の受託者に限る。）又は同法第二条第五項に規定する連合会若しくは同法第六十一条第三号に規定する事務の受託者（信託会社（信託業務を営む金融機関を含む。）に限る。）（以下「資産管理機関等」という。）である場合におけるその者の保険金の額は、前条第一項から第三項までの規定にかかわらず、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した残額に第三号に掲げる金額を加えた金額とする。

一 当該資産管理機関等の貯金等に係る債権のうち確定拠出年金の積立金（確定拠出年金法第八条第一項に規定する積立金をいう。以下この条において同じ。）の運用に係るものについて、当該運用を指図した加入者等（同法第二条第七項第一号イに規定する加入者等をいう。以下この条において同じ。）のそれぞれにつき、当該保険事故が発生した日（以下この項において「保険事故日」という。）において現に当該資産管理機関等が当該農水産業協同組合に対して有する貯金等に係る債権のうち当該加入者等の個人別管理資産額（同法第二条第十三項に規定する個人別管理資産額をいう。）に相当する金額の部分（次項において「個人別管理資産額相当貯金等債権」という。）を当該加入者等の貯金等に係る債権とみなして前条第一項から第三項までの規定を適用した場合に保険金の額とされる金額の合計額

二 保険事故日において現に当該加入者等が当該農水産業協同組合に対して有する貯金等に係る債権について前条第一項から第三項までの規定によりそれぞれ保険金の額とされる金額の合計額

三 保険事故日において現に当該資産管理機関等が当該農水産業協同組合に対して有する貯金等に係る債権のうち確定拠出年金の積立金の運用に係るもの以外のものについて前条第一項から第三項までの規定により保険金の額とされる金額

2 前項第一号の規定により前条第二項の規定を適用する場合における保険基準額に対応する元本は、次の各号に定めるところにより、保険基準額に達するまで当該各号に規定する元本の額を合計した場合の当該元本とする。

一 前項第一号の規定を適用する前の当該加入者等の貯金等に係る債権と当該資産管理機関等の貯金等に係る債権のうち当該加入者等の個人別管理資産額相当貯金等債権があるときは、当該加入者等の貯金等に係る債権の元本を先とする。

二 当該資産管理機関等の貯金等に係る債権のうち当該加入者等の個人別管理資産額相当貯金等債権が二以上あるときは、機構が指定するものに係る元本を先とする。

3 (略)

4 次の各号に掲げる場合における当該各号に定める規定の適用については、当該規定中「第五十六条第一項から第三項まで」とあるのは、「第五十六条第一項から第三項まで並びに第五十六条の二第一項及び第二項」とする。

一 第一項の場合において、経営困難農水産業協同組合の貯金等に係る債務を他の農水産業協同組合が引き受けるとき。 第二条第九項

二 第一項の場合において、第五十五条第一項に規定する保険金の支払の請求があつたとき。 第六十条第一項

三 第一項の場合において、経営困難農水産業協同組合が信用事業の一部を他の農水産業協同組合に譲渡するとき。 第六十一条第二項

第三号

5 第一項の場合において、機構が第百十一条第一項各号に掲げる農水産業協同組合から貯金等の払戻しのために必要とする資金の貸付けの申込みを受けたときにおける同項の規定の適用については、同項中「第五十六条第一項から第三項まで」とあり、及び「同条第一項から第三項まで」とあるのは、「第五十六条第一項から第三項まで並びに第五十六条の二第一項及び第二項」とする。

(貯金等に係る債権の額の把握)

第五十七条の二 (略)

2・3 (略)

4 農水産業協同組合は、前項の規定による資料の提出に必要な貯金等に関するデータベース(貯金等に係る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。)及び電子情報処理組織の整備その他の措置を講じなければならない。

(債権の取得等)

第六十条 機構は、第五十五条第一項に規定する保険金の支払の請求があつたときは、当該請求に係る貯金者等に対して第五十六条第一項から第三項までの規定により支払われるべき保険金の額に応じ、政令で定めるところにより、当該貯金者等が農水産業協同組合に対して有する貯金等に係る債権を取得する。

2 機構は、前項の規定により取得した貯金等に係る債権のうち担保権の目的となつてあるものは、当該担保権に係る被担保債権が消滅するまでの間、当該担保権の目的となつて貯金等に係る債権(機構が取得した部分に限る。)の額に相当する金額を限度として、政令で定めるところにより、保険金の支払を保留することができる。

3 機構は、貯金者等に対し第五十五条第三項の仮払金の支払をしたときは、その支払金額(第五十六条第四項の規定により機構に払い戻されるべき金額を除く。)に応じ、政令で定めるところにより、当該貯金者等が農水産業協同組合に対して有する貯金等に係る債権を取得する。

(課税関係)

第六十条の二 貯金者等が有する貯金等(第二条第二項第四号に掲げるもののうち割引の方法により発行される農林債券に係るものを除く。)に係る債権(以下この項において「貯金等債権」という。)については保険金の支払を受ける場合において、当該支払を受ける保険金の額に応じて機構が取得する貯金等債権のうち利息等があるときは、当該利息等の額に相当する金額は、当該貯金等債権に係る貯金等の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるものの額とみなして、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)その他の所得税に関する法令の規定を適用する。

一 貯金 当該貯金の利子

二 定期積金 当該定期積金に係る契約に基づく給付補てん金(所得税法第七十四条第三号に掲げる給付補てん金をいう。)

三 第二条第二項第三号に掲げる金銭 当該金銭に係る同号に規定する金銭信託の収益の分配

四 第二条第二項第四号に掲げる金銭 農林債券(割引の方法により発行されるものを除く。)の利子

2 (略)

(資金援助の申込み)

第六十一条 合併等を行う農水産業協同組合で経営困難農水産業協同組合でないもの(以下「救済農水産業協同組合」という。)は、機構が、合併等を援助するため、次に掲げる措置(以下「資金援助」という。)を行うことを、機構に申し込むことができる。

一 金銭の贈与

二 資金の貸付け又は預入れ

三 資産の買取り

四 債務の保証

五 債務の引受け

六 優先出資の引受け等

七 損害担保

2 前項の「合併等」とは、次に掲げるものをいう。

一 経営困難農水産業協同組合と合併する農水産業協同組合が存続する合併

二 経営困難農水産業協同組合と他の農水産業協同組合との合併で合併により農水産業協同組合が設立されるもの

三 信用事業譲渡等で経営困難農水産業協同組合がその信用事業を他の農水産業協同組合に譲渡するもの(信用事業の一部を譲渡するものにあつては、経営困難農水産業協同組合の貯金等に係る債務の引受けであつて当該債務に第五十六条第一項から第三項までの規定により計算した保険金の額に対応する貯金等に係る債務を含むものが伴うものに限る。)

四 付保貯金移転

3 6 (略)

(資金援助)

第六十五条 (略)

2 委員会は、前項の議決を行う場合には、機構の財務の状況並びに当該議決に係る資金援助に要すると見込まれる費用及び当該資金援助に係る経営困難農水産業協同組合の保険事故につき保険金の支払を行うときに要すると見込まれる費用を考慮し、機構の資産の効率的な利用に留意しなければならない。

3 (略)

4 機構は、第一項の規定による決定をしようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

5 機構は、都道府県知事の監督に係る農水産業協同組合を当事者とする合併等又は信用事業再建措置に係る第一項の規定による決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を当該都道府県知事に報告しなければならない。

6 機構は、第一項の規定による資金援助を行う旨の決定をしたときは、第六十一条第一項、第六十一条の二第一項、第六十二条第一項又は第六十二条の二第一項の規定による申込みを行った農水産業協同組合又は指定支援法人と当該農水産業協同組合若しくは当該指定支援法人又は合併により設立される農水産業協同組合に対する資金援助に関する契約を締結するものとする。

7 (略)

(課税関係)

第七十三条 貯金者等がその有する貯金等債権(第二条第二項第四号に掲げるもののうち割引の方法により発行される農林債券に係るものを除く。以下この条において同じ。)について概算払額の支払を受けた場合には、当該概算払額の支払を受けた金額(以下この条において「概算払の金額」という。)が当該概算払額の支払の日における当該貯金等債権のうち元本の額として政令で定める金額(以下この条において「基準日における元本額」という。)以下であるときにあつては当該概算払の金額は当該貯金等債権のうち元本の払戻しの額とみなし、当該概算払の金額が当該基準日における元本額を超えるときにあつては当該概算払の金額のうち当該基準日における元本額に相当する部分の金額は当該貯金等債権のうち元本の払戻しの額と、当該概算払の金額のうちその超える部分の金額は当該貯金等債権に係る貯金等の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるものの額とみなして、所得税法その他の所得税に関する法令の規定を適用する。

一 貯金 当該貯金の利子

二 定期積金 当該定期積金に係る契約に基づく給付補てん金(所得税法第七十四条第三号に掲げる給付補てん金をいう。)

三 第二条第二項第三号に掲げる金銭 当該金銭に係る同号に規定する金銭信託の収益の分配

四 第二条第二項第四号に掲げる金銭 農林債券(割引の方法により発行されるものを除く。)の利子

2 貯金者等が第七十条第二項ただし書の規定による支払を受けた場合には、当該支払に係る貯金等債権につき支払を受けた金額(以下こ

の項において「精算払の金額」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とみなして、所得税法その他の所得税に関する法令の規定を適用する。

- 一 精算払の金額と当該貯金等債権に係る概算払の金額との合計額（次号において「精算払の金額と概算払の金額との合計額」という。）が、当該貯金等債権に係る基準日における元本額以下である場合 当該貯金等債権のうち元本の払戻しの額
 - 二 精算払の金額と概算払の金額との合計額が当該貯金等債権に係る基準日における元本額を超え、かつ、当該貯金等債権に係る概算払の金額が当該基準日における元本額以下である場合 次に掲げる精算払の金額の区分に応じそれぞれ次に定める額
 - イ 当該精算払の金額のうち、当該基準日における元本額から当該概算払の金額を控除した金額に相当する金額 当該貯金等債権のうち元本の払戻しの額
 - ロ 当該精算払の金額のうち、精算払の金額と概算払の金額との合計額から当該基準日における元本額を控除した金額に相当する金額 当該貯金等債権に係る貯金等の前項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるものの額
 - ハ 当該貯金等債権に係る概算払の金額が当該貯金等債権に係る基準日における元本額を超える場合 当該貯金等債権に係る貯金等の前項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるものの額
- 3 前二項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第四条の二及び第四条の三の規定の特例その他前二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（業務及び財産の管理を命ずる処分）

- 第八十三条 都道府県知事（この項に規定する処分に係る農水産業協同組合が主務大臣の監督に係るものであるときは、主務大臣。次項、第四項（次条第二項において準用する場合を含む。）、第五項、同条第一項、第八十五条第二項から第四項まで、第八十七条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第八十八条、第九十二条第一項及び第九十六条において同じ。）は、農水産業協同組合がその財産をもつて債務を完済することができないと認める場合又は農水産業協同組合がその業務若しくは財産の状況に照らし貯金等の払戻しを停止するおそれがあると認める場合若しくは農水産業協同組合が貯金等の払戻しを停止した場合であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、当該農水産業協同組合に対し、管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分（以下「管理を命ずる処分」という。）をすることができる。
- 一 当該農水産業協同組合の業務（第二条第一項第一号、第三号及び第五号に掲げる者にあつては、信用事業に係るものに限る。次号において同じ。）の運営が著しく不適切であること。
 - 二 当該農水産業協同組合について、合併等が行われることなく、その業務の全部の廃止又は解散が行われる場合には、当該農水産業協同組合が業務を行つている地域又は分野における資金の円滑な需給及び利用者の利便に大きな支障が生ずるおそれがあること。
- 2 都道府県知事は、農水産業協同組合からその財産をもつて債務を完済することができない事態が生ずるおそれがあると認めると認めると認めるときは、当該農水産業協同組合が業務を行つている地域又は分野における資金の円滑な需給及び利用者の利便に大きな支障が生ずるおそれがあること。
- 2 都道府県知事は、農水産業協同組合からその財産をもつて債務を完済することができない事態が生ずるおそれがあると認めると認めるときは、当該農水産業協同組合が業務を行つている地域又は分野における資金の円滑な需給及び利用者の利便に大きな支障が生ずるおそれがあること。
- 2 都道府県知事は、農水産業協同組合からその財産をもつて債務を完済することができない事態が生ずるおそれがあると認めると認めるときは、当該農水産業協同組合が業務を行つている地域又は分野における資金の円滑な需給及び利用者の利便に大きな支障が生ずるおそれがあること。

産業協同組合に対し、管理を命ずる処分をすることができる。

3～5 (略)

(貯金等の払戻しのための資金の貸付け)

第百十一条 機構は、次に掲げる農水産業協同組合から貯金等の払戻し(第五十六条第一項から第三項までの規定により計算した保険金の額に対応する貯金等につき行うものに限る。)のために必要とする資金の貸付けの申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、委員会の議決を経て、当該貯金等に係る同条第一項から第三項までの規定により計算した保険金の額の合計額に達するまでを限り、当該申込みに係る貸付けを行う旨の決定をすることができる。

一 第八十三条第一項又は第二項の規定により管理を命ずる処分を受けた農水産業協同組合

二 民事再生法第六十四条第一項の規定による管財人による管理を命ずる処分を受けた経営困難農水産業協同組合

三 民事再生法第七十九条第一項の規定による保全管理人による管理を命ずる処分を受けた経営困難農水産業協同組合

2 第六十五条第四項から第六項までの規定は、前項の規定による決定について準用する。

3 再生手続開始の決定を受けた経営困難農水産業協同組合に対してされた第一項の規定による貸付けは、当該経営困難農水産業協同組合に係る再生手続又は破産手続における機構以外の債権者との関係においては、当該再生手続開始の決定より前にされたものとみなす。

4 第一項の決定に基づく資金の貸付けに要すると見込まれる費用は、第六十五条第二項の適用については、同項の資金援助に要すると見込まれる費用とみなす。

(資産価値の減少防止のための資金の貸付け)

第百十二条 機構は、前条第一項各号に掲げる農水産業協同組合(同項第一号に掲げる農水産業協同組合にあつては、再生手続開始の申立てがあつた後に限る。)からその保有する貸付債権その他の資産の価値の減少を防止するために必要とする資金の貸付けの申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、委員会の議決を経て、その必要の限度において、当該申込みに係る資金の貸付けを行う旨の決定をすることができる。

2 第六十五条第四項から第六項までの規定は、前項の規定による決定について準用する。

(立入検査)

第百十七条 主務大臣又は都道府県知事は、この法律の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該職員に農水産業協同組合の事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2～5 (略)

6 主務大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、機構に、第一項又は第二項の規定による立入り、質問又は検査（次に掲げる事項を調査するために行うものに限る。）を行わせることができる。この場合において、機構は、その職員に当該立入り、質問又は検査を行わせるものとする。

一 (略)

二 第五十七条の二第四項に規定する措置が講ぜられていること。

三 (略)

7 (略)

第二百二十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構又は受託者の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第五十八条第四項（第五十九条第五項及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第六十五条第五項（第六十九条第四項、第一百一十一条第二項及び第一百二十二条第二項において準用する場合を含む。）、第七十七条第三項、第七十九条第二項、第一百一条第二項、第一百三十三条第二項又は第一百六条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

2 (略)

第三百三十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした農水産業協同組合の理事は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 この法律に定める公告、報告、通知若しくは催告をすることを怠り、又は不正の公告、報告若しくは通知をしたとき。

二 第八十三条第五項の規定に違反して、申出をせず、又は虚偽の申出をしたとき。

三 第八十五条第二項の規定により選任された管理人に事務の引渡しをしないとき。

四 第一百四十四条第七項の規定による弁済又は担保の提供若しくは財産の信託を怠つたとき。

2 } 5 (略)

農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律（平成十二年法律第九十五号）（抄）

（貯金等の払戻しの許可）

第二十八条 再生手続開始の決定があつた農水産業協同組合に対し農水産業協同組合貯金保険法第一百一十一条第一項の規定による資金の貸付

けを行う旨の決定があるときは、民事再生法第八十五条第一項の規定にかかわらず、裁判所は、再生債務者等の申立てにより、農水産業協同組合貯金保険法第百十一条第一項の貯金等の払戻しを許可することができる。

2 裁判所は、前項の許可と同時に、払戻しを行う貯金等の種別、払戻しの限度額及び払戻しをする期間を定めなければならない。この場合においては、当該期間の末日は、再生債権届出期間の末日より前の日でなければならないものとする。

3 (略)

確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）（抄）

(定義)

第二条 (略)

2}4 (略)

5 この法律において「連合会」とは、国民年金基金連合会であつて、個人型年金を実施する者として厚生労働大臣が全国を通じて一個に限り指定したものをいう。

6 (略)

7 この法律において「確定拠出年金運営管理業」とは、次に掲げる業務（以下「運営管理業務」という。）の全部又は一部を行う事業をいう。

一 確定拠出年金における次のイから八までに掲げる業務（連合会が行う個人型年金加入者の資格の確認に係る業務その他の厚生労働省令で定める業務を除く。以下「記録関連業務」という。）

イ 企業型年金加入者及び企業型年金運用指図者並びに個人型年金加入者及び個人型年金運用指図者（以下「加入者等」と総称する。）

の氏名、住所、個人別管理資産額その他の加入者等に関する事項の記録、保存及び通知

ロ 加入者等が行った運用の指図の取りまとめ及びその内容の資産管理機関（企業型年金を実施する事業主が第八条第一項の規定により締結した契約の相手方をいう。以下同じ。）又は連合会への通知

ハ (略)

二 (略)

8}12 (略)

13 この法律において「個人別管理資産額」とは、個人別管理資産の額として政令で定めるところにより計算した額をいう。

(資産管理契約の締結)

第八条 事業主は、政令で定めるところにより、給付に充てるべき積立金（以下「積立金」という。）について、次の各号のいずれかに掲げる契約を締結しなければならない。

一 信託会社（信託業務を営む金融機関を含む。以下同じ。）
、厚生年金基金又は企業年金基金を相手方とする運用の方法を特定する信託の契約

二 生命保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第三項に規定する生命保険会社及び同条第八項に規定する外国生命保険会社等をいう。以下同じ。）を相手方とする生命保険の契約

三 農業協同組合連合会（全国を地区とし、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第十号の事業のうち生命共済の事業を行うものに限る。）を相手方とする生命共済の契約

四 損害保険会社（保険業法第二条第四項に規定する損害保険会社及び同条第九項に規定する外国損害保険会社等をいう。以下同じ。）を相手方とする損害保険の契約

2）5（略）

（事務の委託）

第六十一条 連合会は、政令で定めるところにより、次に掲げる事務を他の者に委託することができる。

一・二（略）

三 積立金の管理に関する事務

四・五（略）

2（略）

民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）（抄）

（管理命令）

第六十四条 裁判所は、再生債務者（法人である場合に限る。以下この項において同じ。）の財産の管理又は処分が失当であるときその他再生債務者の事業の再生のために特に必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、再生手続の開始の決定と同時に又はその決定後、再生債務者の業務及び財産に関し、管財人による管理を命ずる処分をすることができる。

2）6（略）

（保全管理命令）

第七十九条 裁判所は、再生手続開始の申立てがあつた場合において、再生債務者（法人である場合に限る。以下この節において同じ。）の財産の管理又は処分が失当であるときその他再生債務者の事業の継続のために特に必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、再生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、再生債務者の業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずる処分をすることができる。この場合においては、第六十四条第三項の規定を準用する。

2 6 (略)

(再生債権の弁済の禁止)

第八十五条 再生債権については、再生手続開始後は、この法律に特別の定めがある場合を除き、再生計画の定めるところによらなければ、弁済をし、弁済を受け、その他これを消滅させる行為（免除を除く。）をすることができない。

2 5 (略)

(相殺の禁止)

第九十三条 次に掲げる場合には、相殺をすることができない。

- 一 再生債権者が再生手続開始後に再生債務者に対して債務を負担したとき。
- 二 再生債権者が支払の停止又は破産、再生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立て（以下この条において「支払の停止等」という。）があつたことを知つて再生債務者に対して債務を負担したとき。ただし、その負担が法定の原因に基づくとき、再生債権者が支払の停止等があつたことを知つた時より前に生じた原因に基づくととき、又は破産宣告、再生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始のいずれの時よりも一年以上前に生じた原因に基づくときは、この限りでない。
- 三 再生債務者に対して債務を負担する者が再生手続開始後に他人の再生債権を取得したとき。
- 四 再生債務者に対して債務を負担する者が支払の停止等があつたことを知つて再生債権を取得したとき。ただし、その取得が法定の原因に基づくとき、再生債権者が支払の停止等があつたことを知つた時より前に生じた原因に基づくとき、又は破産宣告、再生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始のいずれの時よりも一年以上前に生じた原因に基づくときは、この限りでない。

商法（明治三十二年法律第四十八号）（抄）

第二百三十二条 総会ヲ招集スルニ八会日ヨリ二週間前ニ各株主ニ対シテ書面ヲ以テ其ノ通知ヲ発スルコトヲ要ス但シ株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ノ定款ノ定アル会社ニ於テ八其ノ期間八定款ヲ以テ一週間ヲ限度トシテ之ヲ短縮スルコトヲ妨グズ
(略)

第四百三十八条 会社ノ債務ハ其ノ債権額ノ割合ニ応ジテ之ヲ弁済スルコトヲ要ス
(略)

第四百四十二条 第二百三十二条第一項第三項、第二百三十九条第二項第四項、第二百四十三条、第二百四十四条第一項乃至第三項、第三百二十一条第二項及破産法第七十九条ノ規定ハ債権者集会ニ之ヲ準用ス
(略)

破産法(大正十一年法律第七十一号)(抄)

第十六条 破産債権ハ破産手續ニ依ルニ非サレハ之ヲ行フコトヲ得ス

第一百四条 左ノ場合ニ於テハ相殺ヲ為スコトヲ得ス

- 一 破産債権者力破産宣告ノ後破産財団ニ対シテ債務ヲ負担シタルトキ
- 二 破産債権者ガ支払ノ停止又ハ破産ノ申立アリタルコトヲ知りテ破産者ニ対シテ債務ヲ負担シタルトキ但シ其ノ負擔ガ法定ノ原因ニ基クトキ、破産債権者ガ支払ノ停止若ハ破産ノ申立アリタルコトヲ知りタル時ヨリ前ニ生ジタル原因ニ基クトキ又ハ破産宣告ノ時ヨリ一年前ニ生ジタル原因ニ基クトキハ此ノ限ニ在ラス
- 三 破産者ノ債務者力破産宣告ノ後他人ノ破産債権ヲ取得シタルトキ
- 四 破産者ノ債務者力支払ノ停止又ハ破産ノ申立アリタルコトヲ知りテ破産債権ヲ取得シタルトキ但シ其ノ取得力法定ノ原因ニ基クトキ、債務者力支払ノ停止若ハ破産ノ申立アリタルコトヲ知りタル時ヨリ前ニ生ジタル原因ニ基クトキ又ハ破産宣告ノ時ヨリ一年前ニ生ジタル原因ニ基クトキハ此ノ限ニ在ラス

民法(明治三十一年法律第九号)(抄)

第六百五十三条 委任ハ委任者又ハ受任者ノ死亡又ハ破産ニ因リテ終了ス受任者力後見開始ノ審判ヲ受ケタルトキ亦同シ